

平成十二年総理府令第百三十三号

投資信託財産の計算に関する規則

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十五条第二項、第三十三号本文（同法第四十九号の十一及び第五十九号において準用する場合を含む。）及び第四十九号の四第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 総則（第九条）

第二節 貸借対照表（第十条―第四十四条）

第三節 損益及び剰余金計算書（第四十五条―第五十五条）

第三節の二 注記表（第五十五条の二―第五十五条の十一）

第四節 附属明細表（第五十六条・第五十七条）

第五節 運用報告書（第五十八条―第五十九条）

第六節 外貨建資産等の会計処理（第六十条・第六十一条）

第三章 委託者非指図型投資信託（第六十二条）

第四章 外国投資信託（第六十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この府令は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第三条第二号若しくは第四十八条又は法第五十九条において準用する法第四十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることとすることを目的とする。

（定義）

第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「受益証券」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、受益証券、投資委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。
イ 各計算期間に係る計算書類（貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表をいう。以下同じ。）
ロ イの附属明細表
ハ 運用報告書

二 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

三 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

四 会計方針 計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続をいう。
五 遡及適用 新たな会計方針を当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。

六 表示方法 計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。
七 会計上の見積り 計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。
八 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類の作成に当たつた会計上の見積りを変更することをいう。

九 誤謬 意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。
十 誤謬の訂正 当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類における誤謬を訂正し

たと仮定して計算書類を作成することをいう。

十一 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

十二 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。
十三 証券投資信託の併合 証券投資信託に係る法第十六条第二号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。

（会計慣行のしん酌）
第三条 この府令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならぬ。

第四条 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。ただし、投資信託財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

2 計算関係書類は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。

3 計算関係書類（各計算期間に係る計算書類の附属明細表及び運用報告書を除く。）の作成については、貸借対照表、損益及び剰余金計算書その他計算関係書類を構成するものごとに、一の書面その他の資料として作成をしなければならないものとし、その解してはならない。

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 総則

（計算期間の特例）

第九条 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 計算期間が投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下この章

において同じ。）設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合
二 計算期間の初日から一年を経過した日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日であるときは、その翌営業日を当該計算期間の末日とする場合

第二節 貸借対照表（通則）
第十条 貸借対照表については、この節に定めるところによる。

（貸借対照表の区分）
第十一条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
一 資産
二 負債
三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。
（資産の部の区分）
第十二条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。
一 流動資産
二 固定資産
三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。
一 有形固定資産
二 無形固定資産
三 投資その他の資産

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一 次に掲げる資産 流動資産
イ 現金及び預金（一年以内（計算期間の末日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に期限の到来しない預金を除く。）
ロ 受取手形（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に弁済を受けることができなことが明らかでないものを除く。）

- ハ 営業未収入金（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものを除く。）
- ニ 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）及び一年内に満期の到来する有価証券
- ホ 前渡金（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものである場合における当該前渡金を除く。）
- ヘ 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの
- ト 未収収益
- チ その他の資産であつて、一年内に現金化する事ができると認められるもの
- 二 次に掲げる資産 有形固定資産
 - イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備
 - ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
 - ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤ
 - ニ 起重機等の搬送設備その他の付属設備
 - ト 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）
- ホ 土地
- ヘ 建設仮勘定（イからホまでに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- ト その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- 二 次に掲げる資産 無形固定資産
 - イ 借地権（地上権を含む。）
 - ロ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- イ 流動資産に属しない有価証券
- ロ 出資金
- ハ 繰延税金資産
- ニ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- ホ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの
- 五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの 繰延資産

- 第十三条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 第十四条 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
- 第十五条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除して表示するときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 第十六条 各有形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 第十七条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
- 第十八条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
- 第十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。
 - 一 流動負債
 - 二 固定負債
- 第二十条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
 - 一 元本等
 - 二 評価・換算差額等
- 第二十一条 元本の部には、次に掲げる額を表示しなければならない。
 - 一 元本の額
 - 二 元本調整引当額（元本を当該計算期間に収益の分配に充当する場合におけるその充当する金額）
- 第二十二条 証券投資信託の併合は、当該証券投資信託の併合直前に計上された純資産の部の各項目を、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託に引き継ぐことができる。この場合において、元本は、当該証券投資信託の併合後の証券投資信託の口数に一口当たり元本の金額を乗じた額とし、当該証券投資信託の併合前の各証券投資信託の当該証券投資信託の併合直前に計上された元本の合計額との差額は期末剰余金又は期末欠損金に加減するものとする。
- 第二十三条から第四十四条まで 削除
- 第二十五条 損益及び剰余金計算書については、この節の定めるところによる。
- 第二十六条 損益及び剰余金計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

- （貸倒引当金等の表示）
- （繰延税金資産等の表示）
- （繰延税金負債等の表示）
- （負債の部の区分）
- （純資産の部の区分）
- （元本の部）
- （証券投資信託の併合）
- （通則）

- 一 営業収益
- 二 営業費用
- 三 営業外収益
- 四 営業外費用
- 五 特別利益
- 六 特別損失

2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用、受託者報酬、委託者報酬、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3 特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失は、前期損益修正損益、減損損失（特別損失の性質を有する場合に限る。）、災害による損失その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。

（営業損益金額）
第四十七条 営業収益の合計額から営業費用の合計額を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を営業損失金額として表示しなければならない。

（経常損益金額）
第四十八条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を経常損失金額として表示しなければならない。

（税引前当期純損益金額）
第四十九条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引

前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

（税等）
第五十条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

- 一 当該計算期間に係る法人税等
- 二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

（当期純損益金額）
第五十一条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。

（税引前当期純損益金額）
 一 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは、当該還付税額

二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額

三 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当該納付税額

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を当期純損失金額として表示しなければならない。

（剰余金等の計算）
第五十二条 投資信託委託会社は、次に掲げる項目に従って、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

- 一 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 二 期首剰余金又は期首欠損金（遡及適用又は誤謬の訂正（以下「遡及適用等」という。）をした場合において、遡及適用等をした後の期首剰余金又は期首欠損金をいう。）

- 三 剰余金増加額又は欠損金減少額
- 四 剰余金減少額又は欠損金増加額
- 五 分配金
- 六 期末剰余金又は期末欠損金

2 前項第二号に規定する期首剰余金又は期首欠損金につき遡及適用等をした場合において、遡及適用等をする前の期首剰余金又は期首欠損金及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。

3 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に表示のある委託者指図型投資信託にあっては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は第一号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

（剰余金増加額又は欠損金減少額の区分表示）
第五十三条 前条第一項第三号の剰余金増加額又は欠損金減少額は、次に掲げる項目その他その発生原因を示す名称を付した項目に細分して表示しなければならない。

- 一 当期一部解約に伴う剰余金増加額
- 二 当期追加信託に伴う剰余金増加額
- 三 任意積立金取崩額
- 四 元本調整引当額
- 五 元本調整戻入額

2 第二十条第三項第一号の任意積立金を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第三号に掲げる項目をもって表示しなければならない。

3 元本を当該計算期間に収益の分配に充当する場合におけるその充当する金額は、第一項第四号に掲げる項目をもって表示しなければならない。

（剰余金減少額又は欠損金増加額の区分表示）
第五十四条 第五十二条第一項第四号の剰余金減少額又は欠損金増加額は、次に掲げる項目その他その発生原因を示す名称を付した項目に細分して表示しなければならない。

- 一 当期一部解約に伴う剰余金減少額
- 二 当期追加信託に伴う剰余金減少額
- 三 任意積立金繰入額
- 四 元本調整戻入額

2 前項第三号の任意積立金繰入額は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3 第五十二条の規定による計算により、第二十一条第二号の元本調整引当額を減算する場合には、当該減算額は第一項第四号に掲げる項目をもって表示しなければならない。

（包括利益）
第五十五条 損益及び剰余金計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。

（通則）
第五十五条の二 注記表については、この節の定めるところによる。

（注記表の区分）
第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 二 会計方針の変更に関する注記
- 三 表示方法の変更に関する注記
- 四 会計上の見積りに関する注記
- 五 会計上の見積りの変更に関する注記
- 六 誤謬の訂正に関する注記
- 七 貸借対照表に関する注記
- 八 損益及び剰余金計算書に関する注記
- 九 税効果会計に関する注記
- 十 金融商品に関する注記
- 十一 賃貸等不動産に関する注記
- 十二 関連当事者との取引に関する注記
- 十三 重要な後発事象に関する注記
- 十四 収益認識に関する注記
- 十五 その他の注記

（注記の方法）
第五十五条の四 貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
第五十五条の五 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2 委託者指図型投資信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に

2 委託者指図型投資信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に

掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとす。

一 当該委託者指図型投資信託に係る主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

三 前二号に掲げるもののほか、当該委託者指図型投資信託について重要な会計方針に含まれると判断したもの

(会計方針の変更に関する注記)

第五十五条の五の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更の理由

三 適及適用をした場合には、当該計算期間の期首における純資産額に対する影響額

四 当該計算期間より前の計算期間の全部又は一部について適及適用をしなかつた場合には、計算書類の主な項目に対する影響額(表示方法の変更に関する注記)

第五十五条の五の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該表示方法の変更の内容

二 当該表示方法の変更の理由(会計上の見積りに関する注記)

第五十五条の五の四 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 会計上の見積りにより当該計算期間に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌計算期間に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

二 当該計算期間に係る計算書類の前号に掲げる項目に計上した額

三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(会計上の見積りの変更に関する注記)

第五十五条の五の五 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

三 当該会計上の見積りの変更が当該計算期間の翌計算期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項(誤謬の訂正に関する注記)

第五十五条の五の六 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該誤謬の内容

二 当該計算期間の期首における純資産額に対する影響額(貸借対照表に関する注記)

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

イ 資産が担保に供されていること。

ロ イの資産の内容及びその金額

ハ 担保に係る債務の金額

二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括して引当金の金額)

三 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額)

四 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

五 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡求債務その他これらに準ずる債務(受託会社(法第九条に規定する受託会社をいう。以下同じ。))が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含み、負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは

は受託会社に対する報酬等(法第四条第二項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。以下同じ。))を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託会社及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

七 当該計算期間の末日における受益権の総数

八 当該計算期間の末日における買取受益権の総数

九 当該投資信託の買取受益権の処分の方法及び当該処分の状況

十 貸借対照表上の純資産額から資産につき時価を付すものとした場合の当該資産の評価差額金(利益又は損失として計上したものを除く。)を控除した額が元本総額を下回る場合におけるその差額

十一 当該計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額

第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該投資信託財産に関して負担する費用と託会社若しくは受託会社に対する報酬等を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合(前条第六号に規定する場合を除く。))は、当該投資信託委託会社及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

二 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用

三 不動産売却損益及び不動産賃貸損益の内訳

四 投資信託約款で定められた収益の分配の方針に従い当該計算期間の分配金の額を計算した過程

五 再生可能エネルギー発電設備(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。))第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。))の売却損益及び賃貸損益の内訳

六 公共施設等運営権(令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。))の売却損益並びに公共施設等(民間資金等の

活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。))の運営事業収入及び運営事業費用の内訳

(税効果会計に関する注記)

第五十五条の八 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの(重要でないものを除く。))の発生の主な原因とする。

一 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)

二 繰延税金負債(金融商品に関する注記)

第五十五条の八の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。))とする。

一 金融商品の状況に関する事項

二 金融商品の時価に関する事項(賃貸等不動産に関する注記)

第五十五条の八の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。))とする。

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

二 賃貸等不動産の時価に関する事項(関連当事者との取引に関する注記)

第五十五条の九 関連当事者との取引に関する注記は、投資信託財産と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。

一 当該関連当事者に関する次に掲げる事項

イ その名称(当該関連当事者が個人であるときは、その氏名)

ロ 当該投資信託財産と当該関連当事者との関係

二 取引の内容

三 取引の種類別の取引金額

四 取引条件及び取引条件の決定方針

五 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高

六 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

七 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて

取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等の給付

三 前二号に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

三 開連当事者との取引に関する注記は、第一項各号に掲げる区分に従い、開連当事者ごとに表示しなければならぬ。

四 前三項に規定する「開連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下同じ。）

三 当該投資信託財産の受託会社（重要な後発事象に関する注記）

第五十五条の十 重要な後発事象に関する注記は、当該投資信託財産の計算期間の末日後、当該投資信託財産の翌計算期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

（収益認識に関する注記）

第五十五条の十一 収益認識に関する注記は、委託者指図型投資信託について顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 当該計算期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

二 収益を理解するための基礎となる情報

三 当該計算期間及び翌計算期間以降の収益の金額を理解するための情報

二 前項に掲げる事項が第五十五条の五の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

（その他の注記）

第五十五条の十一 その他の注記は、次の各号に掲げる区分に応じた当該各号に掲げるもののほ

か、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産又はその損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

一 元本の追加信託をすることができない委託者指図型投資信託 当該投資信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率（期末元本額の設定元本額に対する割合をいう。）

二 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託（別紙様式第二号（表示上の注意）第九項において「追加型委託者指図型投資信託」という。） 当該投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額（計算期間中において元本額をいう。次号において同じ。）及び期中一部解約元本額（計算期間中において委託者指図型投資信託の一部の解約が行われる場合における元本額をいう。次号において同じ。）

三 親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号。以下「規則」という。）第十三条第二号ロに規定する親投資信託をいう。以下この号及び第五十八条において同じ。） 当該投資信託財産に係る次に掲げる事項

イ 期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額

ロ 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託の受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額

第四節 附属明細表（附属明細表の表示事項）

第五十六条 附属明細表は、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならぬ。

第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならぬ。

この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券明細表

二 信用取引契約残高明細表

三 デリバティブ取引（令第三条第二号に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）の契約額等及び時価の状況表

四 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

五 不動産等明細表

六 商品明細表

七 商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。以下同じ。）の契約額等及び時価の状況表

八 再生可能エネルギー発電設備等明細表

九 公共施設等運営権等明細表

十 その他特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の明細表

十一 借入金明細表

二 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（デリバティブ取引に該当するものを除く。）をいう。

第五節 運用報告書（運用報告書の表示事項等）

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならぬ。

一 当該投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）

二 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

三 運用状況の推移（令第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。次条第一項第三号において同じ。）

四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

五 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（第七号イ及び第十四号において「前期末」という。）及び当該投資信託財産の計算期間の末日（以下この項及び第五項並びに次条第一項において「当期末」という。）現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

六 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

七 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く）、親投資信託の受益証券及び投資

法人の投資証券につき、銘柄ごとに、次に掲げる事項

イ 前期末及び当期末現在における単位数又は口数

ロ 当期末現在における時価総額

ハ 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託の設定及び解約の総単位数及び総額

ニ 当該投資信託財産の計算期間中における親投資信託の設定及び解約の総単位数及び総額

ホ 投資法人の投資口の売買総数及び売買総額

八 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額

九 デリバティブ取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。次条第一項第九号ロにおいて同じ。）

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハ及び次条第一項第九号ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十一 令第三条第六号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十二 令第三条第七号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

十三 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十四 令第三条第九号に規定する商品につき、種類ごとに、前期末及び当期末現在における数量並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における商品の売買総額

十五 商品投資等取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十六 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在地及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項

ロ 再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められたる価格をいう。次号ロ並びに次条第一項第十五号ロ及び第十六号ロにおいて同じ。）

ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。次条第一項第十五号ハにおいて同じ。）

(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条の第二項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）である場合、再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二条の第二項に規定する市場取引等をいう。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者

者をいう。以下同じ。）の名称、卸電力取引市場（同法第二条の第二項に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。）又は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）の名称、基準価格（同法第二条の第三項に規定する基準価格をいう。以下同じ。）、交付期間（同項に規定する交付期間をいう。以下同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) 当該再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。）に該当する認定発電設備である場合、再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第二条第五項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。（3）において同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。以下同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(3) (1) 及び (2) に掲げる場合以外の場合、再生可能エネルギー発電設備に係る電力供給契約（特定契約又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する再生可能エネルギー発電設備（同法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当

する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力供給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力供給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力供給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。次条第一項第十五号ニにおいて同じ。）

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項各号に定める基準への適合に関する事項

ヘ 当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

ト 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

チ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項

リ 公共施設等運営権ごとに、当期末現在における価格

約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。次条第一項第十六号ハにおいて同じ。）

ニ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項。次条第一項第十六号ニにおいて同じ。）

ハ 当期末現在における当該資産の主な内容

九 当期末現在における令第三条第一号、第三号から第八号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券若しくは新投資口予約権証券（法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）

十 法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査が行われた場合には、当該鑑定評価又は調査を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価又は調査の結果及び方法の概要（当該鑑定評価又は調査の年月日又は期間を含む。）

十一 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投資信託財産の計算期間中の損益の状況

十二 当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

二十三 投資信託委託会社が第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）又は第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。）を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の

状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額

二十四 投資信託委託会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。次条第一項第二十号において同じ。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者（同法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。同項第二十号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

二十五 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）、小規模不動産特定共同事業者（同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）又は適格特例投資家限定事業者（同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十六 当該投資信託財産に係る信託契約期間が終了した場合には、別紙様式第二号により作成した投資信託財産運用総括表
二十七 その他当該投資信託財産の計算期間中における投資信託財産の運用状況を明らかにするために必要な事項
二十八 受益者が問い合わせを行うことができる部署及び電話番号
二十九 投資信託委託会社が商品先物取引業（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。）として同項各号に掲げる行為（同項第二号若しくは第四号に掲げる行為又は商品投資等取引を除く。）を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託

の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第二十一号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第七号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十九号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第二十一号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第十号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第二十一号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第二十一号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、同項から前項までの規定を準用する。

7 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後及び投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。次条第五項において同じ。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならぬ。

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 当該投資信託財産の運用方針
- 二 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過
- 三 運用状況の推移
- 四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役割の内容
- 五 株式のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

六 公社債のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

七 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

八 デリバティブ取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率

九 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格

ハ 当該不動産に関してテナントがある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

令第三条第六号に規定する約束手形のうち主要なものにつき、当期末現在における債権額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十一 令第三条第七号に規定する金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十二 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十三 令第三条第九号に規定する商品のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十四 商品投資等取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十五 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

- イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項
- ロ 再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格
- ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況
- ニ 認定事業者又は供給者に関する事項
- ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項各号に定める基準への適合に関する事項
- ヘ 当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項
- ト 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額
- 十六 公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項
- イ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等の内容及び公共施設等の管理者等の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項
- ロ 公共施設等運営権ごとに、当期末現在における価格
- ハ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況
- ニ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項
- 十七 特定資産以外の資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率
- 十八 法第十一条第一項の鑑定評価が行われた場合には、当該鑑定評価を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日又は期間を含む。）
- 十九 当期末現在における当該投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況
- 二十 投資信託委託会社が宅地建物取引業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者であ

る投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十二 その他当該投資信託財産の計算期間中における投資信託財産の運用状況を明らかにするために必要な事項のうち重要なもの
二十三 受益者が問い合わせを行うことができる部署及び電話番号

二十四 投資信託約款において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあっては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報
二十五 運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券のうち主要なものにつき、直前の計算期間に係る前項第二号から第十八号までに掲げる事項について併せて表示するものとする
3 第一項第五号から第八号まで、第十号から第十四号まで及び第十七号に規定する投資信託財産の純資産額に対する比率並びに同項第十九号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、前条第一項第十号に規定する価格を使用するものとする
4 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、前二項の規定を準用する。

5 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後及び投資信託契約期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産に係る法第十四条第四項に規定する書面を作成しなければならない。
（運用報告書の作成等の期日）

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 計算期間が六月未満の投資信託財産（次号に該当するものを除く。） 六月
二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項の全てを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るもの 一年

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産（以下この号において「有価証券等」という。）又はデリバティブ取引（価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。）に係る権利とすること

(1) 規則第十三条第二号イ（一）から（四）まで、（七）及び（八）に掲げるもの
(2) 金融商品取引法第二十一条第十七号に掲げる有価証券で規則第十三条第二号イ（一）、（三）又は（四）に掲げる有価証券の性質を有するもの
(3) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権

(4) 外国の者に対する権利で（三）に掲げるものの性質を有するもの
(5) 指定金銭信託
(6) 預金
(7) 手形（一）に該当するものを除く。）
(8) コールローン

ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間（ハにおいて「残存期間」という。）が一年を超えないものであること。
ハ 投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間をいう。）が百八十日を超えないこと。

二 投資信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（ホにおいて「銀行等」という。）を除く。）が発行し、又は取り扱う有価証券等（次に掲げる有価証券等を除く。ホにおいて同じ。）の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において百分の五以下であること。
(1) 国債証券
(2) 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）
(3) 返済までの期間（貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（へにおいて「特定コールローン」という。）
(4) 指定金銭信託（当該指定金銭信託の受託者が受託銀行（受託会社である銀行をいい、当該受託会社が当該投資信託財産を他の銀行に信託した場合にあっては、当該他の銀行を含む。）であり、かつ、当該指定金銭信託の満期までの期間（当該指定金銭信託の受託者が休業している日を除く。）が二日以内のものに限る。）
(5) イ（五）から（八）までに掲げるもの
（一）（四）に掲げるものを除く。）のうち、ニ（一）及び（二）を担保とするもの又は国若しくは日本銀行が保証するもの
ホ 投資信託財産の総額のうち一の銀行等が発行した有価証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において、次の（一）又は（二）に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める割合以下であること。
(1) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一

号）第三十八条第二項に規定する短期外債、金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券、預金、手形及びコールローン 百分の十
(2) （一）に掲げるもの以外の有価証券等 百分の五

ヘ 投資信託財産の総額のうち一の法人その他の団体（銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関（ホにおいて「銀行等」という。）を除く。）が発行し、又は取り扱う有価証券等（次に掲げる有価証券等を除く。ホにおいて同じ。）の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。
2 前項各号に掲げる投資信託財産における前二条の規定の適用については、これらの規定中「計算期間」とあるのは、「作成期間」とする。

第六節 外貨建資産等の会計処理
第六十条 外貨建資産等（外国通貨をもって表示される資産、負債、外貨基金、収益及び費用をいう。以下この節及び次章において同じ。）は、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等（本邦通貨をもって表示される資産、負債、元本、収益及び費用をいう。以下この節及び次章において同じ。）と区分して整理することができ、

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもって表示される有価証券をいう。以下同じ。）が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもって表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3 第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、邦貨建資産等をもって外貨建資産等を取得するときは、外貨建資産等の区分にあっては外貨基金勘定の勘定科目を設けて整理し、邦貨建資産等の区分にあっては外国投資勘定の勘定科目を設けて整理するものとする。
（外貨の売買）

第六十一条 前条第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、本邦通貨をもって外国通貨を取得したときは、当該本邦通貨の金額は当該取得に係る為替手数料等（外国為替取引に係る手数料、租税公課その他の外国為替取引に係る費用をいう。次項において同じ。）を含めて外国投資勘定に

第六十二条 前条第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、本邦通貨をもって外国通貨を取得したときは、当該本邦通貨の金額は当該取得に係る為替手数料等（外国為替取引に係る手数料、租税公課その他の外国為替取引に係る費用をいう。次項において同じ。）を含めて外国投資勘定に

(証券投資信託に関する経過措置)
第二条 この府令の施行の日前に計算期間が開始した証券投資信託(改正法附則第四条の規定により証券投資信託とみなされる改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(附則第四条において「旧投信法」という。))第二条第一項に規定する証券投資信託であつてこの府令の施行の際現に存するものをいう。以下この条及び附則第四条において同じ。)に係る投資信託財産(法第十四条第一項又は法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この条及び次条において同じ。)の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、この府令の施行後も、なお従前の例による。ただし、この府令の施行後に計算期間の末日が到来する証券投資信託に係る投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、この府令の規定を適用することができる。

第五条 この府令の施行後に計算期間が開始し、平成十三年三月三十一日までに計算期間の末日が到来する外国投資信託に係る投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書又は損益計算書、附属明細表並びに運用報告書の記載方法については、なお従前の例によることができる。

附則(平成二二年一月一七日総理府令第一三九号)抄
第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。ただし、第三十条から第三十五条までの規定は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成二二年一月一七日総理府令第一三九号)抄
第一条 この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十二月一日)から施行する。

附則(平成二三年三月二六日内閣府令第一八号)
この府令は、書面の交付等に関する情報通信技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則(平成二三年六月六日内閣府令第一八号)
この府令は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成二四年三月二八日内閣府令第一七号)抄
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

ては、なお従前の例による。ただし、新規則第三十九条、第四十一条及び第四十一条の二の規定の適用を妨げない。

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二四年二月九日内閣府令第一八号)
第一条 この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則(平成二五年三月二八日内閣府令第一八号)抄
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

記載の方法に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定は、第二条の規定による改正後の投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則の規定に基づき運用報告書を作成することを決定した投資信託財産については、適用しない。この場合においては、同項の運用報告書に、その旨の注記をしなければならない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この府令の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年二月二八日内閣府令第一〇八号) 抄

第一条 この府令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

附則 (平成一七年二月一六日内閣府令第六号)

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年六月一六日内閣府令第七五号) 抄

第一条 この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。

附則 (平成一八年四月二〇日内閣府令第四九号) 抄

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

(投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に到来した最終の決算期に係る貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書の表示方法については、なお従前の例による。

2 第十八条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則第五十五条の三第五号の規定は、この府令の施行後最初に到来する計算期間の末日に係る注記表については、適用しない。この場合においては、第十八条の規定による

る改正前の投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則第三十三条及び第四十八条の規定を適用する。

附則 (平成一九年二月八日内閣府令第一六号) 抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年八月九日内閣府令第六一号) 抄

第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

第三条 施行日前に開始した計算期間に関して作成すべき計算関係書類(第二条の規定による改正前の投資信託財産の計算に関する規則第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。)に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年一月七日内閣府令第七九号) 抄

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二〇年六月二七日内閣府令第四二号) 抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年七月四日内閣府令第四三号) 抄

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二〇年九月二四日内閣府令第五六号)

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年二月五日内閣府令第七九号) 抄

(施行期日) 第一条 この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置) 第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年三月二四日内閣府令第五号) 抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年六月二四日内閣府令第三五号) 抄

第一条 この府令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(投資信託財産の計算関係書類に関する経過措置) 第十六条 この府令による改正後の投資信託財産の計算に関する規則(以下「新投資信託財産計算規則」という。)第二条第二項第三号の規定並びに第十九条第二項第一号及び第二号二の規定(これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。)は、平成二十二年四月一日前に開始する計算期間に係る投資信託財産(投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産及び同法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の計算関係書類(新投資信託財産計算規則第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。)については、適用しない。

ただし、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新投資信託財産計算規則第二条第二項第四号及び第五号の規定並びに新投資信託財産計算規則第五十五条の三第四号の二及び第四号の三、第五十五条の八の二並びに第五十五条の八の三の規定(これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。)は、平成二十二年三月三十一日前に終了する計算期間に係る投資信託財産の計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日

以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

(罰則の適用に関する経過措置) 第十九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年九月一五日内閣府令第四〇号) 抄

第一条 この府令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第五条から第八条までの規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則 (平成二二年一月一九日内閣府令第四九号)

この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(運用報告書の表示事項に関する経過措置) 2 第十二条の規定による改正前の投資信託財産の計算に関する規則に基づきこの府令の施行前に開始した計算期間に関して作成すべき投資信託財産の運用報告書の記載の方法に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

附則 (平成二三年七月八日内閣府令第三三三号) 抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則(別紙様式第二号を除く。)の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算関係書類(同令第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。)については適用し、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

附則 (平成二三年一月一六日内閣府令第六一号) 抄

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年七月二日内閣府令第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第六項において「改正法」という。）附則第一号第三号に掲げる規定の施行の日（平成二六年十二月一日）から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の改正による改正後の投資信託財産の計算に関する規則第五十八条から第五十九条まで、第六十二条及び第六十三条の規定は、施行日以後に到来する新投資法第十四条第一項（新投資法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する作成期日に係る運用報告書について適用し、施行日前に到来した旧投資法第十四条第一項（旧投資法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年九月三日内閣府令第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月二七日内閣府令第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年十一月二十九日）から施行する。

附則（平成二九年三月三一日内閣府令第三号）

この府令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年一月三〇日内閣府令第五一号）

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年十二月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三日内閣府令第七号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第十条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算関係書類（同令第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

附則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年三月三一日内閣府令第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新投資信託財産計算規則」という。）第五十五条の三第十四号、第五十五条の五第二項及び第五十五条の十の二（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合

を含む。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新投資信託財産計算規則第五十五条の三第四号及び第五十五条の五の四（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三一日内閣府令第二七号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、令和四年四月一日から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新投資信託財産計算規則」という。）第五十八条第十六号及び第五十八条の二第二項第十五号ホ（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する作成期日に係る運用報告書及び書面について適用し、施行日前に到来した作成期日に係る運用報告書及び書面については、なお従前の例による。

2 新投資信託財産計算規則別紙様式第一号は、施行日以後に終了する計算期間に係る附属明細表について適用し、施行日前に終了した計算期間に係る附属明細表については、なお従前の例による。

別紙様式第1号（第57条関係）

Table with columns for '期別' (Period), '種別' (Type), '金額' (Amount), and '単位' (Unit). It includes sub-tables for '有価証券' (Securities) and '現金及び現金同等物' (Cash and cash equivalents).

1 先物取引に係る有価証券及び収入控除金代用有価証券を除く。
2 投資信託の運用報告書又は運用報告書に添付する有価証券の明細書は、投資信託の運用報告書又は運用報告書に添付する有価証券の明細書として添付するものと見做す。
3 有価証券は、次の事項を表明するものとする。
(1) 運用報告書に添付する有価証券の取得及び売却の状況。
(2) 運用報告書に添付する有価証券の取得及び売却の状況。
(3) 有価証券は、取得額をもって表明し、有価証券の取得額と内債権の差額を表明するものとする。

別紙様式第2号(第58条第1項第2、6号関係) (PDF用紙) (縦書き) (標準)

区分	投資信託の運用状況			投資信託の運用状況		
	投資信託の種類	年	月	投資信託の種類	年	月
投資信託の種類	投資信託の種類	投資信託の種類	投資信託の種類	投資信託の種類	投資信託の種類	投資信託の種類
元本	円	円	円	円	円	円
配当	円	円	円	円	円	円
利益	円	円	円	円	円	円
損失	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円

- (注)以上の計算
- 1 当該投資の一単位が当該投資信託の運用状況に反映していること。
 - 2 一単位当たりが当該投資信託に、投資信託の運用状況に反映していること。
 - 3 「投資信託の運用状況」は、投資信託の運用状況に反映していること。
 - 4 投資信託の運用状況は、当該投資の運用状況に反映していること。
 - 5 「投資信託の一単位当たりが当該投資信託に、投資信託の運用状況に反映していること」は、当該投資の運用状況に反映していること。
 - 6 「投資信託の一単位当たりが当該投資信託に、投資信託の運用状況に反映していること」は、当該投資の運用状況に反映していること。

した事を要し、一単位当たりが当該投資信託の運用状況に反映していること。

なお、この報告に於ける投資信託の運用状況は、当該投資の運用状況に反映していること。

(注)以上の計算

- 1 当該投資の一単位が当該投資信託の運用状況に反映していること。
- 2 一単位当たりが当該投資信託に、投資信託の運用状況に反映していること。
- 3 「投資信託の運用状況」は、投資信託の運用状況に反映していること。
- 4 投資信託の運用状況は、当該投資の運用状況に反映していること。
- 5 「投資信託の一単位当たりが当該投資信託に、投資信託の運用状況に反映していること」は、当該投資の運用状況に反映していること。
- 6 「投資信託の一単位当たりが当該投資信託に、投資信託の運用状況に反映していること」は、当該投資の運用状況に反映していること。